

中間前金払制度について

R04. 12. 1 改訂

◆ 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、既に前払金(請負金額の40%以内)を支出した建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、前払保証事業会社の保証を条件に前払金(請負金額の20%以内)を追加して支出するものをいいます。

中間前払金は、部分払に比べて手続きが簡素化・迅速化され、工事代金の支払いまでの期間が短くなります。

◆ 対象工事

設計金額が200万円以上で、工期が90日以上が対象です。

◆ 支払要件

次の条件をすべて満たしていなければなりません。

1. 前払金を受けていること。
2. 工期の2分の1を経過していること。
3. 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている作業が終了していること。
4. すでに行われた作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当すること。
5. 前払金と同様に、保証事業会社の保証(中間前払金保証証書)があること。

◆ 中間前払金の額

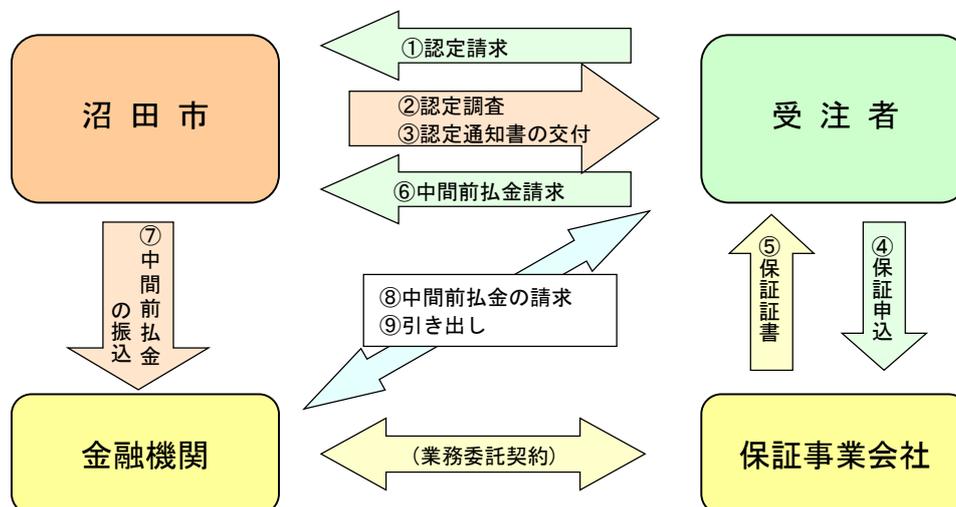
1. 請負金額の10分の2以内の額とします。
2. 前払金と合わせて請負金額の10分の6を超えることはできません。

◆ 申請手続の方法

1. 中間前払金認定申請書を工事担当課に提出してください。
2. 支払要件を満たしていることを確認後、市が中間前払金認定通知書を交付します。
3. 認定通知書を添えて保証事業会社に保証の申込みをします。
4. 前払金請求書に、保証事業会社の発行した中間前払金保証証書を添えて、工事担当課へ提出してください。
5. 請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に金融機関の指定口座に振り込まれます。

◆ その他

中間前払金と部分払の両方を請求することはできません。中間前払金の請求を行った後に、部分払の請求をすることはできませんのでご注意ください。



中間前払金認定申請書

年 月 日

沼田市長 様

受注者 住所
氏名

下記工事について中間前払金の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく申請します。

記

| 工 事 名 | | | | | |
|---------------|--------|------|------|-------|----|
| 工 事 場 所 | | | | | |
| 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 | |
| | 完 成 | 年 | 月 | 日 | |
| 工期の2分の1を経過した日 | | 年 | 月 | 日 | |
| 請 負 代 金 額 | | 円 | | | |
| 履 行 状 況 報 告 | | | | | |
| 工 種 | 構成比 | 予定工程 | 実施工程 | 出来高金額 | 備考 |
| | % | % | % | 円 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小 計 | 100.0% | | | | |
| 消費税及び地方消費税額 | | | | | |
| 合計金額 | | | | | |

- 注1 構成比は直接工事費に占める各工種毎の構成割合を、予定、実施工程は報告時点の状況を、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入すること。
- 2 小計欄の実施工程は50%以上、合計金額欄の出来高金額は請負代金額の2分の1以上であること。
- 3 履行状況報告欄が不足する場合は、適宜追加すること。

中間前払金認定通知書

年 月 日

(受注者)

様

(認定者)

沼田市長
(担当 部 課 係) 印

下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備している（いない）ことを認定したので通知します。

記

| | | |
|-----------|-----|-------|
| 工 事 名 | | |
| 工 事 場 所 | | |
| 工 期 | 着 工 | 年 月 日 |
| | 完 成 | 年 月 日 |
| 請 負 代 金 額 | | 円 |
| 摘 要 | | |